フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台北・台中・香港

FAIR CONSULTING GROUP

2025 年 7 月 1 日 No. 203（毎月 1 日発行）

連続性雇用の条件緩和について

1. 連続性雇用の条件緩和について

香港立法会は 2025 年 6 月 18 日、従業員がより手厚い保障を受けられる連続性雇用契約の基準となる「418」規定の見直しを盛り込んだ雇用条例の改正案を可決しました。連続性雇用契約のための労働時間の条件を緩和し、より多くの労働者が福利厚生を享受できるようになります。

418 規定は、労働者が同一の企業で連続して 4 週間以上、かつ毎週 18 時間以上勤務すれば連続性雇用契約とみなし、有給休暇や有給傷病休暇などの権利が発生するというものです。改正条例では週の労働時間の下限を 17 時間に引き下げるほか、17 時間未満の場合でも、その週と直前 3 週の合計労働時間が 68 時間に達していれば連続性雇用契約の適用期間としてみなします。

改正条例の規定は 2026 年 1 月 18 日から適用されます。政府報道官は声明で、改正により特定の週に一時的に基準を下回ったことで連続性雇用が中断される状況が改善されると強調し、現行の条件を満たしている従業員に影響はないと説明しました。

2. 出境税、滞在 48 時間以内は免除へ

香港政府は 2025 年 6 月 11 日、航空機で香港を出発する際に徴収している空路出境税の免除対象を拡大することを盛り込んだ関連条例の改正案を、13 日付官報で公示すると発表しました。香港滞在が 48 時間以内の旅客の出境税を免除する方針です。

新たに出境税を免除するのは、航空機で香港国際空港に到着後、到着日または翌日（最長 48 時間）に航空機で出境する旅客、及び航空機以外の手段で入境し、到着日または翌日に空港から航空機で出境する旅客となります。当該の免除は出境税引き上げが予定されている 10 月 1 日から適用されます。なお出境税そのものについては、10 月 1 日以降に購入される航空券に対し、従来の 1 人当たり 120 香港ドルから 200 香港ドルに引き上げられます。

フェアコンサルティング香港
（Fair Consulting Hong Kong Co., Limited）
香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室
電話：+852-2156-9698
担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士
ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。